

救急・災害等の課題に対する研究会	資料3
平成27年3月24日	

災害時のドクターヘリ参集方法について

厚生労働省
医政局地域医療計画課

東日本大震災におけるドクターヘリの活動状況

- ドクターヘリの出動: 計16機
- 140名以上の患者搬送を実施
- DMATヘリ拠点

- 福島県内ヘリ拠点: 福島医大
(統括: 千葉北総)、ドクターヘリ8機の運用
 - 岩手県内ヘリ拠点: 花巻空港(統括: 前橋赤十字、
愛知医大)、ドクターヘリ7機、調査ヘリ4機の運用
- ※その他、栃木県ドクターヘリは、基地病院を拠点として被災地域内で活動。



厚生労働省DMAT事務局

航空法(抜粋)

(離発着の場所)

第七十九条

航空機(国土交通省で定める航空機を除く)は、陸上にあつては空港以外の場所において、水上にあつては国土交通省令で定める場所において、離陸し、又は着陸してはならない。ただし国土交通大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

(飛行の禁止区域)

第八十条

航空機は、国土交通省令で定める航空機の飛行に関し危険を生ずるおそれがある区域の上空を飛行してはならない。但し、国土交通大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

(最低安全高度)

第八十一条

航空機は、離陸又は着陸を行う場合を除いて、地上又は水上の人又は物件の安全及び航空機の安全を考慮して国土交通省令で定める高度以下の高度で飛行してはならない。但し、国土交通大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

(捜索又は救助のための特例)

第八十一条の二

前三条の規定は、国土交通省令で定める航空機が航空機事故、海難その他の事故に際し捜索又は救助のために行う航行については、適用しない

ドクターヘリと航空法の関係について

航空機の運航に関する規制

(航空法 第79条 ～ 第81条)

- 離着陸場所の制限
- 飛行禁止区域での飛行の制限
- 最低安全高度の遵守

上記規制に関する特例規定

(航空法 第81条の2)

上記の規制は「国土交通省令で定める航空機」が搜索又は救助のために行なう航行については、適用しない。

国土交通省令で定める航空機

(航空法施行規則第176条)

第1号 国土交通省、防衛省、警察庁、都道府県警察又は地方公共団体の消防機関の使用する航空機であって搜索又は救助を任務とするもの

第2号 前号に掲げる機関の依頼又は通報により搜索又は救助を行なう航空機

→ ドクターヘリは、この規定に該当

○東日本大震災でのドクターヘリの出動要請

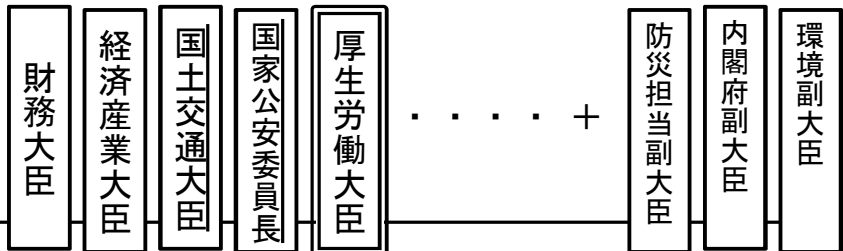
緊急災害対策本部

【本部長】内閣総理大臣

【副本部長】防災担当大臣、内閣官房長官、総務大臣、防衛大臣

【本部員】

(全国務大臣)



厚生労働省DMAT事務局

各地のドクターヘリに出動を要請

大規模災害時における航空法施行規則第176条第二号 の解釈について(回答) (国空航第569号 平成23年6月30日)

この度の東日本大震災に当たっては、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第28条の2第1項に基づく緊急災害対策本部が設置され、すべての国務大臣がその本部長、副本部長又は本部員となったことから、当該本部の依頼又は通報により搜索又は通報を行う航空機については、航空法施行規則(昭和27年運輸省令第56号)第176条第2号の国土交通省、防衛省又は警察庁の依頼又は通報により当該任務を行う航空機に該当する

航空法施行規則の一部を改正する省令(平成25年11月29日)

<航空法施行規則>

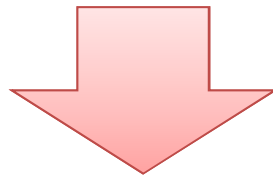
第一百七十六条

法第八十一条の二の国土交通省令で定める航空機は、次のとおりとする。

- 一 国土交通省、防衛省、警察庁、都道府県警察又は地方公共団体の消防機関の使用する航空機であつて搜索又は救助を任務とするもの
- 二 前号に掲げる機関の依頼又は通報により搜索又は救助を行う航空機
- 三 救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法(平成十九年法律第百三号)第五条第一項に規定する病院の使用する救急医療用ヘリコプター(同法第二条に規定する救急医療用ヘリコプターをいう。)であつて救助を業務とするもの

災害時の対応の記載がある運航要領の策定

災害時には、消防機関等の依頼又は通報に基づかない出動も想定されることから、災害時のドクターヘリの出動に係るルールを運航要領に定めることが、迅速な出動や安全確保に資すると考えられる。については、別添2の「災害時のドクターヘリの運航に係る要領案」を参考に**運航要領の見直し又は策定をお願いします。**



航空法施行規則第176条の改正に伴うドクターヘリの運航について(通知)より

平成26年10月1日時点、25機の運航要領に災害時の対応の記載があり

医政局地域医療計画課調べ

災害時運航の手続①

第A条 ドクターヘリ基地病院（以下「基地病院」という。）の長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、ドクターヘリを被災地域において運航することを検討するものとする。

- 一 知事等（当該ドクターヘリの基地病院の所在する都道府県の知事又は知事からの委任を受けた者をいう。以下同じ。）からドクターヘリの派遣要請を受けたとき
 - 二 厚生労働省DMAT事務局からドクターヘリの派遣要請を受けたとき
 - 三 基地病院の長が被災地域における運航が必要と判断したとき
- 2 前項第一号の規定による派遣要請を受けた場合、基地病院の長は、ドクターヘリの運航状況等を勘案しドクターヘリの運航を決定するものとする。
- 3 第一項第二号の規定による派遣要請を受けた場合、基地病院の長は、要請への対応の可否を知事等との協議によりドクターヘリの運航を決定するものとする。

災害時運航の手続②

- 4 第一項第三号の規定による判断を行った場合、基地病院の長は、被災地域における運航の可否を知事等との協議によりドクターヘリの運航を決定するものとする。
- 5 基地病院の長は、第二項から前項の規定に基づき、ドクターヘリの運航を決定した場合には、速やかに厚生労働省DMAT事務局に報告するものとする。
- 6 知事等又は第二項から第四項までの運航の決定を行った基地病院の長は、被災地域におけるドクターヘリの運航及びその支援のため、運航会社の操縦士、整備士及び運航管理者等(以下「運航会社の従業員」という。)を被災地域に派遣することができる。

災害時の指揮

第B条 ドクターヘリが前条第二項から第四項までの規定に基づき出動した場合は、被災した都道府県の災害対策本部等の指揮下において、関係機関と連携を図りながら活動するものとする。

2 ドクターヘリは、前項の規定に関わらず、知事等の指示があった場合には、被災した都道府県の災害対策本部等との調整を図った上で、当該指示に従うものとする。

3 前二項の場合において、被災地におけるDMATの活動領域が複数の都道府県にわたるときは、ドクターヘリは、DMATと一体となって活動領域を拡大するものとする。この場合、ドクターヘリの搭乗者は、関係都道府県の災害対策本部、基地病院の長、厚生労働省DMAT事務局等にその旨を報告するものとする。

4 被災した都道府県の災害対策本部等は、第一項の規定による指揮を行うに当たり、運航上の安全確保に関し、運航会社の判断を妨げてはならない。

災害時の任務

第C条 ドクターヘリの災害時の任務は、通常時の任務のほか、次のとおりとする。

- 一 医師、看護師等の医療従事者及び業務調整員の移動
- 二 患者の後方病院への搬送
- 三 その他被災した都道府県の災害対策本部等が必要と認める任務であって、ドクターヘリが実施可能なもの

搭乗する医師及び看護師

第D条 基地病院の長は、災害時の運航として出動する場合には、平時からドクターヘリに搭乗している医師又は看護師であって、DMAT隊員資格を有する者を搭乗させるよう配慮するものとする。

費用等

第E条 基地病院（又は〇〇県）は、第A条第一項の規定による検討の結果に基づく運航に係る費用について、ドクターヘリ運航会社との協議に基づき、必要と認められる額を支弁するものとする。

豪雨による広島土砂災害での他県ドクターヘリ運用

- 10:45 DMAT活動拠点本部安佐北消防から、DMAT調整本部に近隣ドクターヘリの支援要請
→ DMAT調整本部から厚生労働省DMAT事務局に連絡
- 10:50 DMAT調整本部から広島県ドクターヘリ基地病院へ、山口・島根・岡山のドクターヘリ基地病院への連絡を依頼
- 11:32 島根県ドクターヘリ支援出動決定（天候回復待ち）
- 13:20 島根県ドクターヘリが広島ヘリポート着
- 15:30 島根県ドクターヘリが帰還

スムーズに他県へのドクターヘリ要請が行われた様にみえるが、
具体的な連絡体制は定まっていなかった。

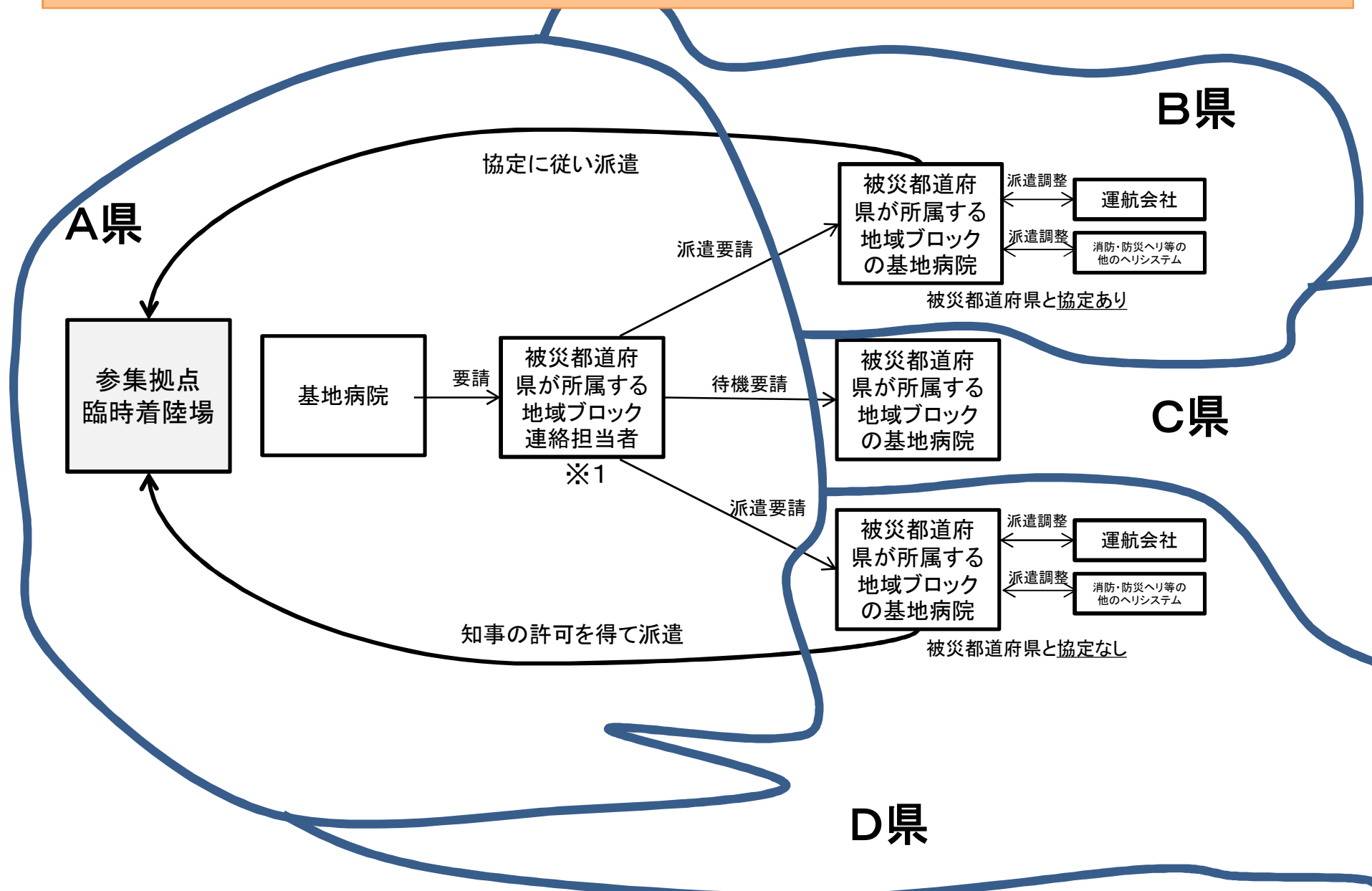
通知では災害時運航の手続はすでに規定されているが、具体的な手順は明確ではない



広域災害では情報が混乱する可能性があり参集体制の整備が必要か？

災害時のドクターヘリの運用について現況調査が必要ではないか

局地災害におけるドクターヘリ参集のイメージ(案)



※1 ドクターヘリ基地病院を地域ブロック化し、ブロック内の連絡担当者を定める

災害時のドクターヘリ活用法に関するの アンケート結果

2015年1月13日現在

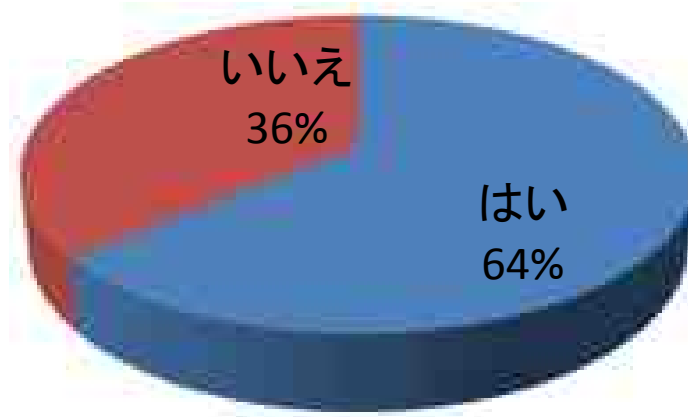
都道府県アンケート結果

1 災害時のドクターヘリ出動に関して
運航要綱はありますか？



N = 36

2 災害時にドクターヘリ基地病院もしくは都道府県間での相互協力・共同運航や、ドクターヘリを補完する形で消防・防災ヘリ、民間病院ヘリ等の活用の仕組みはありますか？

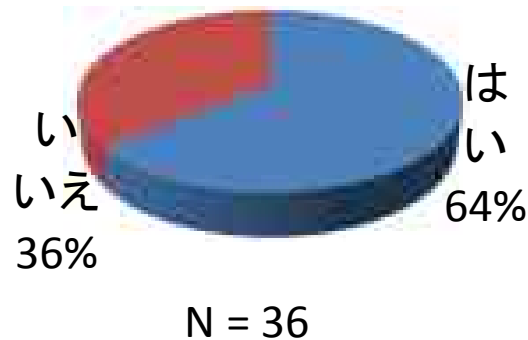


N = 36

都道府県アンケート結果

3 設問2における具体的な仕組み(複数回答可 N=23)

2 災害時にドクターヘリ基地病院もしくは都道府県間での相互協力・共同運航や、ドクターヘリを補完する形で消防・防災ヘリ、民間病院ヘリ等の活用の仕組みはありますか？



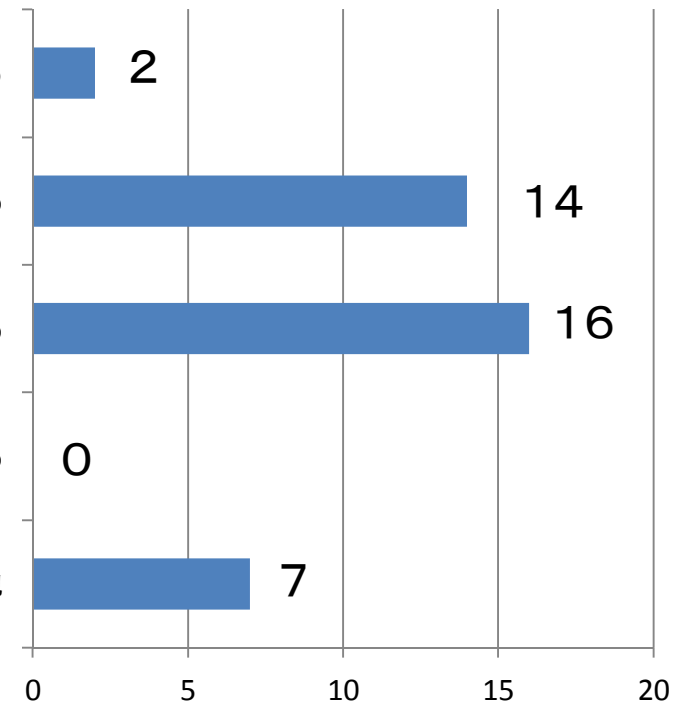
①ドクターヘリ基地病院間での協定がある

②都道府県間での協定がある

③消防、防災ヘリ等の活用、協力体制がある

④民間病院ヘリとの協力体制がある

⑤その他



⑤その他

- ・関西広域連合での運用(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県)
- ・災害時における道内のヘリコプター(自衛隊、海上保安庁、警察、道、札幌市所有ヘリ及びドクターヘリの運用調整を規定した計画を策定している。)
- ・一般社団法人日本救急医療財団との医療搬送等業務の協力に関する協定
- ・地域防災計画において、災害発生時に関係機関(県警、消防、自衛隊等のヘリを一元的に運用する航空調整班を設置し、ヘリを運用することとしている)

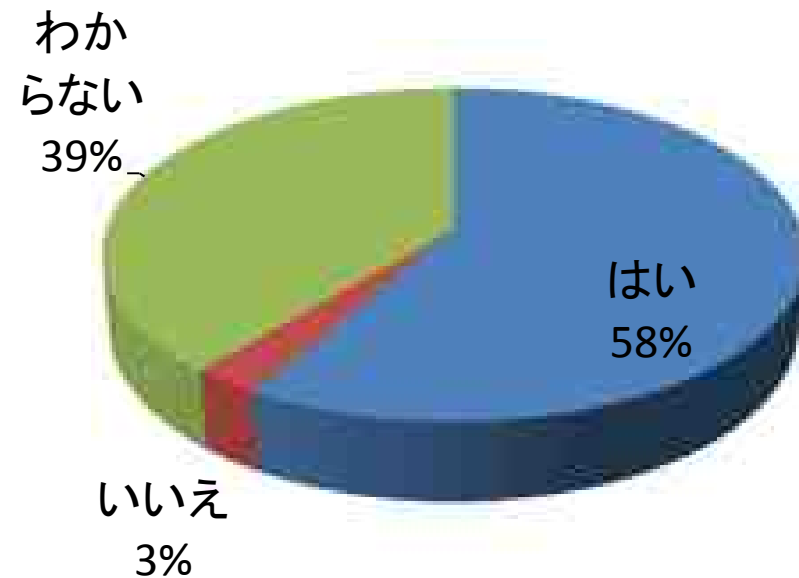
都道府県アンケート結果

4 広域災害時におけるドクターヘリ運用に関して指針等は必要と考えますか？



N = 36

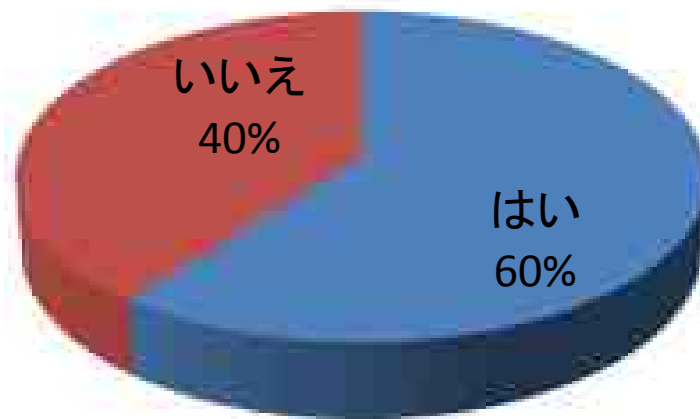
5 災害発生時に参集するドクターヘリの第1陣は、被災都道府県からおおむね300km圏内でよいと考えますか？



N = 36

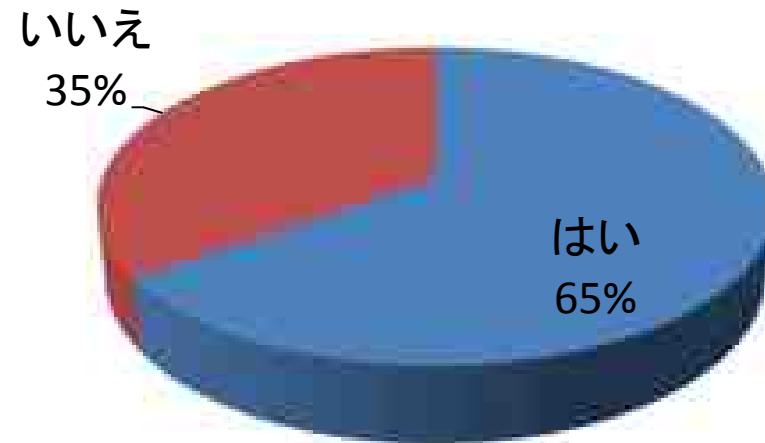
基地病院アンケート結果

1 災害時のドクターヘリ出動に関して
運航要綱はありますか？



N = 43

2 災害時にドクターヘリ基地病院もしくは都道府県間での相互協力・共同運航や、ドクターヘリを補完する形で消防・防災ヘリ、民間病院ヘリ等の活用の仕組みはありますか？

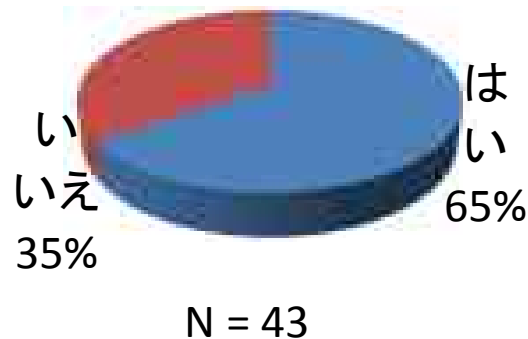


N = 43

基地病院アンケート結果

3 設問2における具体的な仕組み(複数回答可 N=28)

2 災害時にドクターヘリ基地病院もしくは都道府県間での相互協力・共同運航や、ドクターヘリを補完する形で消防・防災ヘリ、民間病院ヘリ等の活用の仕組みはありますか？



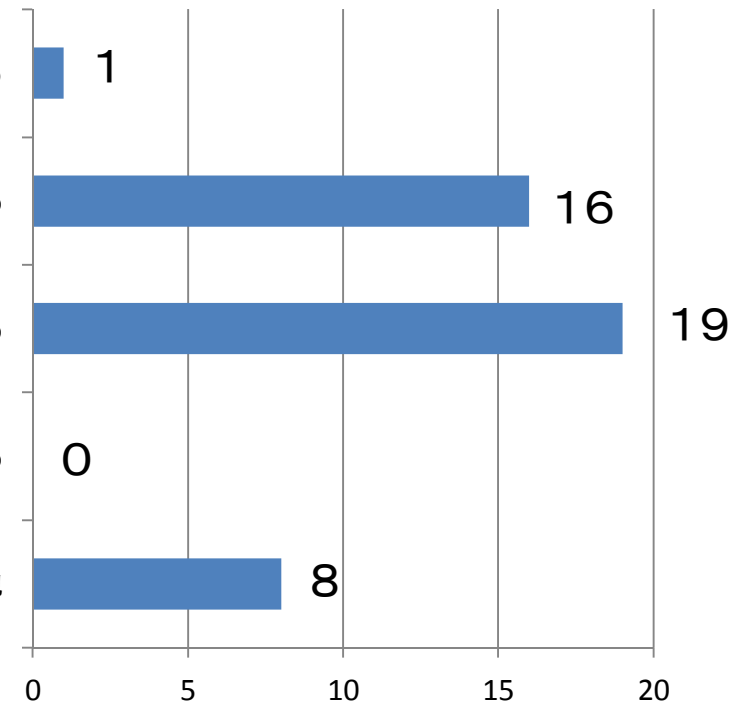
①ドクターヘリ基地病院間での協定がある

②都道府県間での協定がある

③消防、防災ヘリ等の活用、協力体制がある

④民間病院ヘリとの協力体制がある

⑤その他



⑤その他

- ・関西広域連合での運用(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県)
- ・災害時における道内のヘリコプター(自衛隊、海上保安庁、警察、道、札幌市所有ヘリ及びドクターヘリの運用調整を規定した計画を策定している。)
- ・一般社団法人日本救急医療財団との医療搬送等業務の協力に関する協定
- ・地域防災計画において、災害発生時に関係機関(県警、消防、自衛隊等のヘリを一元的に運用する航空調整班を設置し、ヘリを運用することとしている)

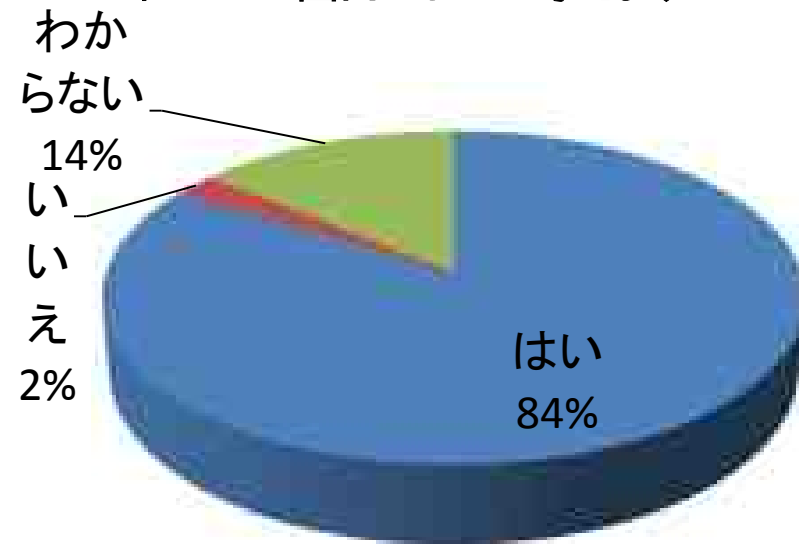
基地病院アンケート結果

4 広域災害時におけるドクターヘリ運用に関して指針等は必要と考えますか？



N = 43

5 災害発生時に参集するドクターヘリの第1陣は、被災都道府県からおおむね300km圏内でよいと考えますか？



N = 43

災害時のドクターヘリ運用の問題点

- 災害の規模に応じて、ドクターヘリの参集の調整を行う必要性があるのではないか？
- 各都道府県間や、各基地病院、消防・防災ヘリ、民間ヘリ等で、平時のドクターヘリ活動に関して相互運航、協定の締結も増加しているが、災害時に応用可能な体制か？
- 各都道府県や、ドクターヘリ基地病院は、災害時のドクターヘリ活用に関してどのような運用が望ましいと考えているのか？